

※第3回協議会【資料1】報告書（素案）から変更した主な部分について記載しています。

旧頁	新頁	修正前	修正後
	見開き	(記載なし)	「はじめに」を記載
29	25	(記載なし)	<p>4 拡張パネル</p> <p>拡張パネルとは、廊下などのさまざまな幅に対応するために、ベビーゲート等の横に取り付け、本体の幅を調整するパネル状の部品のことである。</p> <p>一般財団法人製品安全協会が策定したSG基準では「拡張パネル」という用語を使っているが、製造事業者によって、「拡張フレーム」、「追加フレーム」、「サイドフレーム」、「サイドパネル」、「エクステンション」など、さまざまな名称がある。</p> <p>ベビーゲート等の付属品として同梱されている場合や、別売りされている場合などがある。</p>
30	26	(記載なし)	<p>4 固定用カップ</p> <p>固定用カップとは、階段上などで、つっぱり式の商品をより確実に柱や壁等に固定するため、伸長するボルト等の受けとなる部品である。木ねじ等で柱等に固定する。</p> <p>SG基準では、「固定用カップ」という用語を使っているが、製造事業者によって、「補助ソケット」、「補助キャップ」など、さまざまな名称がある。</p>
45	41	<p>想定リスク</p> <p>身体の挟み込み</p> <p>危険域への立入</p> <p>階段からの転落</p>	<p>想定リスク例</p> <p>指の挟み込み</p> <p>頭の挟み込み</p>
145	140	設置場所は、台所（62.2%）と階段（階段の上（32.7%）、階段の下（18.4%））が多かった。	子供の立入防止のためにベビーゲート等を設置するにあたり、最も危ないと考えている場所は、「台所」51.7%と「階段」35.5%（「階段の上」22.0%、「階段の下」13.5%）の順であり、
148	143	(記載なし)	ベビーゲート等の安全対策に関する表示の記載内容の例を表8-2に示す。

旧頁	新頁	修正前	修正後
149	144	(記載なし)	「表8-2」を記載
149	145	他の動きとして、NITEは、体の挟み込みや部品の外れ、チャイルドレジスタンス機能（主に乳幼児が、アクセス又は操作できないようにするための機能）等、子供用製品に関する包括的な基準の策定に取り組んでいる。	他の動きとしては、NITEが、身体の挟み込みや部品の外れ、チャイルドレジスタンス機能（主に乳幼児が、アクセス又は操作できないようにするための機能）等、乳幼児用製品に関する共通規格を提案しており、それに基づき標準化が検討されている。
149	145	なお、海外、特に欧州においては、過去の重大事故事例により、格子状の「伸縮フェンスタイプ」の使用が禁止されている。	なお、海外、特に欧米においては、格子状の「伸縮フェンスタイプ」のベビーゲート等で過去に重大事故が発生していたことから、寸法の基準などで実質的に格子状のベビーゲートは販売されなくなっている。また既存の製品に関しても、消費者団体や政府の発行したガイドライン等によって使用禁止を促されている。
150	146	(記載なし)	(2)商品や外箱、取扱説明書に記載されている要実施行為や禁止行為は、保護者に周知すべき重要な内容もあり、効果的に注意喚起する必要がある。
150	147	(記載なし)	また、拡張パネルの装着により、耐衝撃性が低くなる商品もあったことから、その装着を考慮した耐衝撃性の向上を検討する必要がある。
152	148	情報配信	情報発信
153	149	検証実験の結果、ベビーゲート等の各隙間寸法が、国内のSG基準に適合していない商品も確認されたので、各種安全基準に適合した隙間寸法を採用すること。	検証実験の結果、ベビーゲート等の各隙間寸法が、国内のSG基準に適合していない商品も確認された。手足指や頭などの挟まれリスクを低減するためにも、SG基準やEN基準、ASTM基準などの安全基準に適合した隙間寸法を採用すること。 ただし、日本国内での使用となるため、原則は国内の基準であるSG基準を採用すること。
154	150	(記載なし)	ただし、日本国内での使用となるため、原則は国内の基準であるSG基準を目指すこと。

旧頁	新頁	修正前	修正後
154	150	つっぱり式のベビーゲート等の設置について、消費者が設置しやすい構造や適切に設置できているか確認できる方法を検討すること。	つっぱり式のベビーゲート等の設置について、弱い力でも固定しやすい取付けボルトを有する構造やワンタッチで設置ができるなど、より消費者が設置しやすい構造や、適切に設置できている場合にマークが出るなど適切に設置できているか確認できる方法を検討すること。
154	150	(1) つっぱり式ベビーゲート等の階段上への設置禁止 階段上での設置を禁止としている商品、または固定用カップ等を取り付けなければ階段上での設置を禁止している商品について、その設置禁止の旨を表示すること。	(1) 階段上への設置を禁止している商品の表示 階段上への設置を禁止している商品（固定用カップ等を取り付けなければ設置禁止の商品を含む。）について、その設置禁止の旨を表示すること。
155	151	3 SG基準の確認及び検討（認証団体、製造事業者団体、製造事業者） (1) 耐衝撃試験の確認 検証実験結果では、つっぱり式ベビーゲート等の耐衝撃性が拡張パネルを装着することで低下したことから、改めて拡張パネルの装着による耐衝撃性への影響について確認すること。 拡張パネルの装着が耐衝撃性に及ぼす影響が大きい場合は、基準の見直しを検討すること。	(削除、次項に更新)
155	151	3 SG基準の確認及び検討（認証団体、製造事業者団体、製造事業者） (1) 耐衝撃試験の確認（略） (2) 乳幼児製品包括基準の取り入れ 現在、乳幼児製品に関する包括的安全基準の標準化（JIS）について検討されている。このJISの策定を受け、ベビーゲート等の身体の挟み込みや、部品の外れなどに関して、現在の基準が適切な内容になっているかを確認し、必要に応じて取り入れること。	3 SG基準への共通規格の取り入れ（認証団体） ○ 乳幼児用製品の共通規格の取り入れ 現在、国は、身体の挟み込みや部品の外れ、チャイルドレジスタンス機能等の乳幼児用製品に関する共通規格の標準化（JIS）について検討している。このJISの策定を受け、ベビーゲート等に関して、現在のSG基準が適切な内容になっているかを確認し、必要に応じて取り入れること。

旧頁	新頁	修正前	修正後
156	152	<p>② 適切な使用方法</p> <p>適切な使用方法に関する情報提供を行っていくこと。特に階段上へのつっぱり式ベビーゲート等の設置に関し、重大な事故発生の可能性があるため、保護者が適切に設置すること。</p> <p>さらにつっぱり式のベビーゲート等の適切な固定方法について取扱説明書等で確認すること、また、取り付けたベビーゲート等に緩みがないか、保護者が定期的な点検を行うこと。</p>	<p>② 適切な使用方法の情報提供</p> <p>以下に示すような適切な設置方法や使用方法に関する情報提供を行っていくこと。</p> <p>【設置方法】（略、本文参照）</p> <p>【使用方法】（略、本文参照）</p>
157	153	(記載なし)	<p>⑦ 中古品入手の際の注意点</p> <p>中古のベビーゲート等を購入等入手して使用する際には、取扱説明書付きのものを選び、設置方法、使用方法を確認して使用すること。</p>
157	154	(記載なし)	<p>また、賃貸住宅等の場合には、まず賃貸人や管理者に相談して、壁や柱などにねじどめが出来るような形でベビーゲート等を設置することを推奨すること。</p>
157	154	<p>(1) 事故の多い年齢の子供の保護者世代に届くよう、インターネットやTwitter、FacebookなどのSNSも活用し、効果的な広報を展開していくこと。</p>	<p>(1) 事故の多い年齢の子供の保護者世代に届くよう、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)も活用し、効果的な広報を展開していくこと。</p>